

## 茨木市中学校夜間学級生徒就学援助費支給要綱

### (目的)

第1 この要綱は、大阪府内の中学校夜間学級に在籍する本市在住生徒のうち、経済的理由によって就学困難と認められる生徒に対し就学援助費（以下「援助費」という。）を支給することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

### (対象者)

第2 援助費の支給を受けることができる者は、本市の区域内に住所を有し、かつ、大阪府内の中学校夜間学級に在籍する生徒で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生徒及び生徒と生計を一にする者全員の所得の合計が茨木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める認定基準額以下で、かつ、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助を受けていない者

(2) 教育委員会が援助費の支給を必要と認めた者

### (援助費の種類及び支給額)

第3 援助費の種類は次のとおりとし、支給額については別に定める額とする。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 校外活動費（日帰り校外活動費に限る。）
- (4) 宿泊を伴う校外活動費
- (5) 修学旅行費
- (6) 通学費

2 前項第6号の通学費は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通学の経路及び方法により算出するものとし、1か月定期券相当額又は普通運賃で乗車した場合の額のいずれか低い方の額を支給する。ただし、月の初日から末日までの全日数にわたって通学しないこととなるときは、その月の通学費は支給することができない。

### (申請)

第4 援助費の支給を希望する者（以下「申請者」という。）は、茨木市中学校夜間学級生徒就学援助費受給認定申請書兼支給申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、生徒が在籍する中学校の学校長（第5において「学校長」という。）を經由して教育委員会に提出するものとする。

### (認定)

第5 教育委員会は、第4の規定による申請があったときは、必要な調査を行い、その内容を審査し、援助費の支給について認定するものとする。

2 教育委員会は前項の審査結果を申請者及び学校長に茨木市中学校夜間学級生徒就学援助費受給認定通知書（様式第2号）によりするものとする。

3 教育委員会は第1項に規定する認定を行うために特に必要があるときは、福祉事務所長又は民生委員に対して助言を求めることができる。

（支給決定）

第6 市長は、第5の規定により教育委員会が援助費の支給を認定した者に対し支給を決定し、茨木市中学校夜間学級生徒就学援助費支給決定通知書（様式第3号）により通知する。

（支給方法）

第7 援助費は、申請者名義の預金口座に振り込む方法により支給する。

（支給方法の変更）

第8 市長が必要と認めたときは、第7の支給方法を変更することができるものとする。

（届出）

第9 第5の規定により援助費の認定を受けた者は、申請書の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第10 教育委員会は、援助費の認定を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により認定を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) その他教育委員会が不相当と認めたとき。

（返還）

第11 市長は、援助費の支給を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、援助費を支給せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 第10の規定により認定を取り消されたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

（その他）

第12 市長は、援助費の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から実施し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

# 茨木市中学校夜間学級生徒就学援助費受給者認定申請書兼支給申請書

(申請先) 茨木市教育委員会 年 月 日  
 (申請先) 茨木市長

茨木市中学校夜間学級生徒就学援助費受給者認定及び支給について下記のとおり申請します。  
 この申請に関し必要があるときは、市民税課税台帳等を調査されることに同意します。  
 また、支給の決定がされた場合は、下記の口座への振込を依頼します。

がっこうめい 学 校 名	中学校 年 組	学校受付印	
フリガナ			
しんせいしゃ しめい 申請者氏名		<small>じよ ばあい おういんふよう 自署の場合は押印不要</small> 印	
じゅうしょ 住 所	茨木市	校長印	
でんわばんごう 電 話 番 号	(            )	じゅうきよ じょうきよ 住居の状況	
かいしゃめい 会 社 名		もちえ しゃくやとう 持家 ・ 借家等	
かいしゃじゅうしょ 会 社 住 所		借家等の場合は賃貸契約書などの添付書類が必要です。	
お勤めをされている場合はご記入ください。			

## せたい じょうきよ 世帯の状況

氏名	せいねんがっぴ 生年月日	つづきがら 続 柄	しよぎょう きんむさき がっこうめいとう 職業・勤務先・学校名等
1		本人	
2			
3			
4			
5			
6			

ふりこみこうざ してい とうざ じょうきよ しんせいしゃ とうざ かぎ  
振込口座 (指定する口座は上記の申請者の口座に限りませうご注意ください。)

フリガナ			
こうざめいぎにん 口座名義人			
きんゆうきかん 金融機関	ぎんこう しんようきんこ のうきょう 銀行・信用金庫・農協	してん しゅつちよえよ ししよ 支店・出張所・支所	
よきんしゆもく 預金種目	1 普通    2 当座    9 その他	こうざばんごう 口座番号	

い にん じょう  
委 任 状

わたし、がっこうちやう  
私は、学校長 \_\_\_\_\_ を代理人と定め、認定申請手続及び支給申請手続並びに認定  
 けつか つうちしよ じゆりやう いにん  
結果通知書の受領を委任します。

じよ ばあい おういんふよう  
自署の場合は押印不要  
しんせいしゃ  
申請者 印

様式第2号

## 茨木市中学校夜間学級生徒就学援助費受給認定通知書

年 月 日

様

茨木市教育委員会



茨木市中学校夜間学級生徒就学援助費の受給を下記のとおり認定しましたので通知します。

記

1 生徒氏名

2 学校名・学年

中学校 第 学年

3 認定年月日

年 月 日

4 支給費目と支給額（年額）

支給費目	金額	備考
学用品費		
通学用品費		
校外活動費		
校外活動費 (宿泊を伴うもの)		
修学旅行費		
通学費		

様式第3号

茨木市中学校夜間学級生徒就学援助費支給決定通知書

年 月 日

様

茨木市長



茨木市中学校夜間学級生徒就学援助費の支給を下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 生徒氏名
- 2 学校名・学年 中学校 第 学年
- 3 認定年月日 年 月 日
- 4 支給日
- 5 支給方法 申請者名義預金口座に振込
- 6 支給費目と支給額（年額）

支給費目	金額	備考
学用品費		
通学用品費		
校外活動費		
校外活動費 (宿泊を伴うもの)		
修学旅行費		
通学費		